

令和 8 年度 富田林市会計年度任用職員募集要領
富田林市学童クラブ補助員 A・B（短時間非常勤職員（会計年度任用職員））

1. 募集職種及び資格

（1）募集職種

○補助員 A（有資格者）

○補助員 B（無資格者）

（2）資格

○補助員 A

放課後児童支援員認定資格、保育士資格（地域限定保育士を含む）、社会福祉士資格、教育職員免許法第 4 条に規定する免許状（幼稚園教諭・小中学校教諭・高等学校教諭等の免許状）のいずれかを有する人。

○補助員 B

子育て等の豊富な経験を有する人または保育・教育について関心がある人。

※次のいずれかに該当する人は登録できません。

- ・ 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 富田林市において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2. 申し込み

（1）申込方法

申込に必要な書類を持参し、申し込んでください。

※郵送での受付はいたしません。

（2）受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで

（3）受付場所

富田林市役所 4 階 こども未来部こども育成課

（4）申込に必要な書類

①富田林市学童クラブ補助員（短時間非常勤職員（会計年度任用職員））登録申込書

※写真貼付・所定の事項を記入

②資格証明書の写し

※補助員 A のみ

（5）採用

申込時点で登録申込名簿に登載されます。年度途中で採用が決定した場合は随時連絡いたします。

※登録の有効期限は、令和 9 年 3 月 31 日までです。

※未決定の場合は、原則連絡いたしません。

3. 勤務形態

(1) 勤務場所

富田林市立小学校内の各学童クラブ

(2) 勤務内容

学童クラブ指導業務

※各学童クラブにおける常勤指導員（非常勤職員）の補佐及び代替

(3) 賃金

【令和8年度】

○補助員 A（有資格者） 時給 1, 510 円

○補助員 B（無資格者） 時給 1, 360 円

※通勤費用別途支給あり

(4) 勤務時間等

①補助員（通年勤務の補助員）

勤務日：月曜日～土曜日の間の週3日から4日程度

勤務時間：学童クラブ開設時間内で指定された時間

※学童クラブ開設時間

学校開校日（月曜日～金曜日）：午後1時から午後7時

土曜日：午前8時30分から午後5時

学校長期休業日（月曜日～金曜日）：午前8時から午後7時

※学校の下校時刻により勤務開始時間は変動することがあります。

②短時間補助員（学校長期休業日の補助員）

勤務日：月曜日～金曜日

勤務時間：午前8時から午前10時30分 及び 午後4時30分から午後7時

または午前9時から午後5時

4. その他

(1) 申込書類は、返却いたしません。

(2) 申込書に記載された情報は、令和8年度富田林市学童クラブ補助員（短時間非常勤職員（会計年度任用職員））登録のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、富田林市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に管理します。

5. 問い合わせ先

富田林市 こども未来部 こども育成課 管理係

0721-25-1000（内線281）